

副本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外32名

被 告 中部電力株式会社

原告準備書面46及び同48における「求釈明」に対する回答

令和3年10月11日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 敏 軌
外9名



略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3ないし5号機 (なお、特定の号機を示すときには、例えば「本件原子力発電所3号機」と表す。)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)
格納容器	原子炉格納容器

被告は、令和2年11月27日付け被告準備書面（34）で述べたとおり、本件原子力発電所について、平成24年法律第47号により原子炉等規制法が改正される前の平成23年7月22日に原子力安全・保安院（当時）が発した指示によるストレステストを実施しておらず、「クリフェッジ」を特定していない。また、上記改正後の原子炉等規制法の下において原子力規制委員会により制定された設置許可基準規則等の原子力規制委員会規則、告示、内規等からなる新たな規制基準（新規制基準）では、その適合性に係る原子炉設置変更許可申請において「クリフェッジ」を特定することは要求されていない。そのため、被告は、現時点で本件原子力発電所の「クリフェッジ」を特定しておらず、特定するための作業も行っていない。

なお、被告は、本件原子力発電所4号機についての新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請において、炉心の著しい損傷防止対策及び格納容器の破損防止対策等の有効性評価^{*注}を行うに当たり確率論的リスク評価（PRA）を行っている。そのうち地震や津波といった自然現象等の外部事象に関するPRAにおいては、事故防止対策に係る安全上重要な設備が損傷し炉心損傷に至る可能性を、当該外部事象の強さに対する発生頻度と、当該外部事象の強さに対する設備の機能喪失確率とを用いて評価し、炉心損傷頻度等を確認している。しかしながら、これは、「クリフェッジ」の特定や、安全性向上評価の中の安全裕度評価実施手法の一つとして位置付けられているクリフェッジ・エフェクトの所在の特定を目的とするものではない。

以上

(注) 有効性評価

有効性評価とは、炉心の著しい損傷等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために講じた措置が有効であること、また、重大事故が発生した場合においても格納容器の破損及び環境中への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために講じた措置が有効であることを確認する解析評価をいう。

炉心の著しい損傷防止対策の有効性評価（炉心の著しい損傷を防止するために講じた措置が有効であることを確認するための解析評価）としては、重大事故に至るおそれがある事故として必ず想定することが定められている事故シーケンスと、原子炉施設内部の原因によって引き起こされる事象（内部事象）及び原子炉施設外部の原因によって引き起こされる事象（外部事象）に関する確率論的リスク評価（P R A）等を実施して抽出した事故シーケンスとについて、事象進展を仮定して解析を実施し、炉心の著しい損傷防止対策を講ずることによりあらかじめ定められた評価項目を概ね満足することを確認することによって行う。また、格納容器の破損防止対策の有効性評価（格納容器の破損及び環境中への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために講じた措置が有効であることを確認するための解析評価）としては、重大事故として必ず想定することが定められている格納容器破損モードと、内部事象及び外部事象に関するP R A等を実施して抽出した格納容器破損モードとについて解析を実施し、格納容器の破損防止対策を講ずることによりあらかじめ定められた評価項目を概ね満足することを確認することによって行う。